

後期高齢者医療被保険者の皆さまへ

# 令和3年4月からの後期高齢者 医療保険制度について

健康保険証と  
マイナンバー  
カードについて

P3

後期高齢者  
医療保険料  
について

P1~3

新型コロナ  
ウイルス感染症  
への施策に  
ついて

P4

健診・口腔  
ケア事業を  
活用し  
健康づくりを!

P5~6

長崎県後期高齢者医療広域連合

令和3年6月

# 後期高齢者医療保険料について

## 保険料の均等割額が変わります。

～ 軽減率が段階的に変わり、令和3年度から本来の軽減率に～

### 【保険料の計算方法】

保険料は、均等割額と所得割額の合計金額です。(被保険者一人ひとりで計算します。)

※ 均等割額は、世帯の所得状況に応じて軽減される場合があります。

年間保険料 (賦課限度額 64万円)	=	均等割額 (被保険者が等しく負担) 47,200円 / 人・年	+	所得割額 (被保険者の所得に応じて負担) (前年総所得金額等 - 43万円) × 8.98%
-----------------------	---	---------------------------------------	---	--

※ 基礎控除額が33万円から43万円に見直されています。

総所得金額等が2,400万円を超える場合、基礎控除額は異なります。

## 段階的に変わるとは？

令和元年度から、下記のとおり見直しを行っています。

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の 総所得金額等の合計額)	均等割の軽減割合				
	本来の軽減	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
(平成30年度における8.5割軽減の区分) 43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 <sup>※</sup> - 1) 以下	7割	8.5割	8.5割	7.75割	7割
(平成30年度における9割軽減の区分) うち、世帯の被保険者全員の各種所得なし		9割	8割	7割	

※ 給与所得又は公的年金等所得が有る方

## 均等割軽減特例の見直し理由

これまで、均等割額の9割軽減、8.5割軽減は制度創設時の暫定的な措置として実施してきましたが、すでに10年が経過していること、国民健康保険制度等においても保険料軽減幅は最大7割とされていること、毎年、現役世代の拠出や公費の負担が増えていることから、高齢者医療に関する支え合いの仕組みを維持していくため、世代間の公平の観点等から見直されています。

## 〈参考〉後期高齢者医療費の負担について

長崎県の一人当たり後期高齢者医療費(年間)は平均で約110万円です。

医療費の大半は、国・県・市町の税金と現役世代の保険料でまかなわれています。

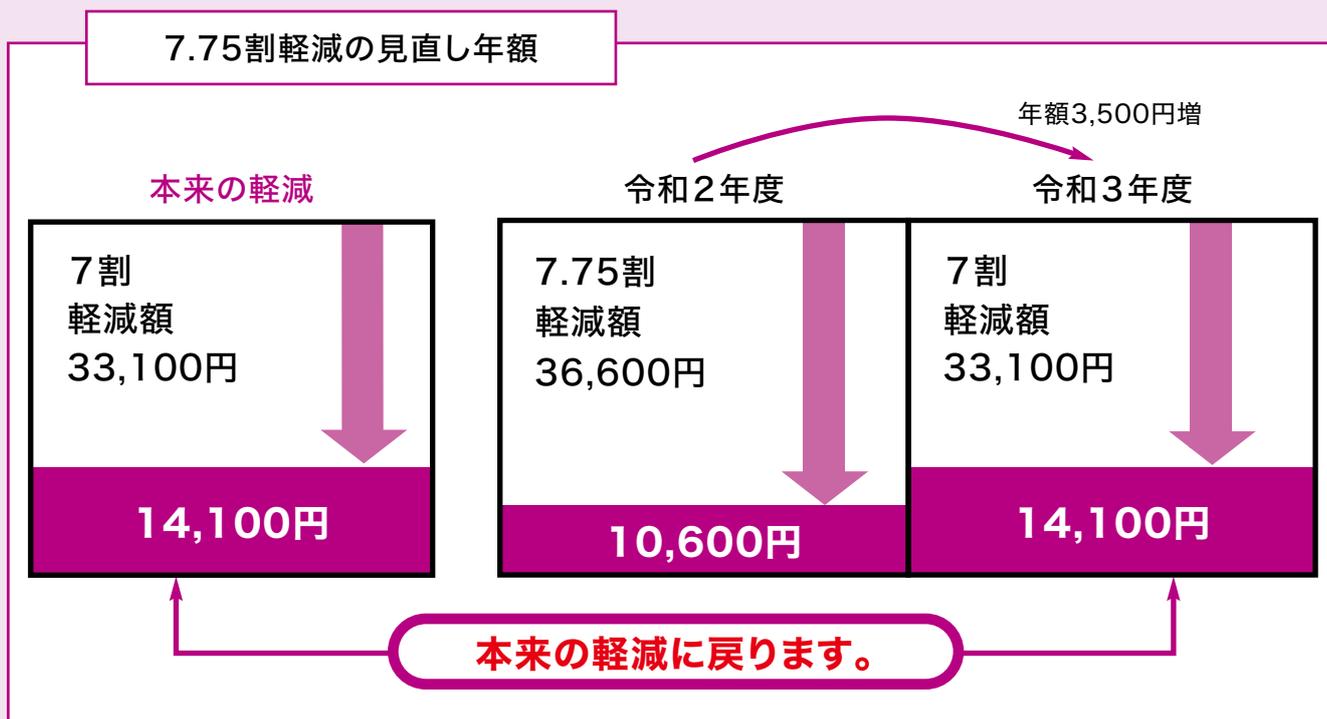
「医療費110万円の内訳」

国・県・市町の負担 約52万円	現役世代の保険料 約41万円	皆さまの保険料 約8万円	皆さまが病院等で 支払う額 約9万円
--------------------	-------------------	-----------------	--------------------------

# 昨年度7.75割軽減の皆さまは、令和3年度は、収入が変わらない場合は本来の軽減率7割となります。

世帯内の被保険者と世帯主の合計所得が43万円(年金収入の場合80万円超～168万円以下などの場合)の要件を満たす方は、本来は**7割軽減**です。

令和2年度は特例的に**7.75割軽減**でしたが、令和3年度からは、本来の**7割軽減**となります。



## 〈年金からの引き落とし(特別徴収)の方〉

令和3年度は、4月、6月、8月は前年度2月の年金からの引き落とし額と同額となり、**10月、12月、2月の引き落とし額で年間保険料を調整します。**

(例)

単価:円

特別徴収	軽減割合	4月	6月	8月	10月	12月	2月	計
令和2年度	7.75割	1,100	1,100	1,100	2,500	2,400	2,400	10,600
令和3年度	<b>7割</b>	2,400	2,400	2,400	<b>2,300</b>	<b>2,300</b>	<b>2,300</b>	14,100

# 後期高齢者医療保険料の 均等割額軽減判定に係る基準が変わります。

所得の低い方の均等割額軽減対象となる基準額が個人所得課税の見直し(給与・公的年金等の所得控除額の引き下げにより振替として基礎控除額が引き上げられるものです。)に伴う不利益が被保険者に生じないように次の表のとおり見直されます。

	令和2年度	令和3年度
7割軽減	33万円以下	43万円+ 10万円×(給与所得者等の数※-1)以下
5割軽減	33万円+ (28万5千円×被保険者数)以下	43万円+ (28万5千円×被保険者数)+ 10万円×(給与所得者等の数-1)以下
2割軽減	33万円+ (52万円×被保険者数)以下	43万円+ (52万円×被保険者数)+ 10万円×(給与所得者等の数-1)以下

※給与所得又は公的年金等所得が有る方

## 健康保険証とマイナンバーカードについて

今までどおり、新しい有効期限の健康保険証を7月に郵送します。また、お持ちのマイナンバーカードが健康保険証として医療機関や薬局で利用できるように国のほうで準備が進められています。



マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、『マイナポータル』等での事前登録が必要です。詳しくは下記までお問合せください。

### マイナンバーカードについてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル

**☎0120-95-0178**

受付時間(年末年始を除く)

平日 9:30~20:00 / 土日祝 9:30~17:30



# 新型コロナウイルス感染症への施策について

## 【保険料の減免について】

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は、**令和3年度保険料が減免**となります。



### ◆減免の要件

- ①新型コロナウイルス感染症により、世帯主※が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方  
⇒**保険料を全額免除**
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯主※の収入減少が見込まれる世帯の方で、事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た令和3年中の収入のいずれかが、**令和2年に比べて10分の3以上減少する見込み** である等に該当する方  
⇒**保険料の一部を減額**

※世帯の収入実態によっては、住民票上の世帯主でない被保険者を、世帯主とみなす場合があります。

ご自身が減免の対象となるか等については、  
お住まいの市役所又は町役場にお問合せください。  
なお、減免のお手続きには期限がありますので、お早目をお願いします。

## 【傷病手当金の支給について】

傷病手当金の、**適用期間を令和3年6月30日まで延長**しています。  
また、支給内容は次のとおりです。

### ◆支給対象

新型コロナウイルス感染症に感染した方、又は感染が疑われる方

### ◆支給要件

次の要件を全て満たした場合

- ①療養のために働くことができないこと。
- ②4日以上仕事を休んでいること。
- ③仕事を休んでいる期間に給料などをもらえないこと。

### ◆支給期間

支給を始めた日から最長1年6か月の間



申請方法など詳しい内容については、お住まいの市役所・町役場の担当窓口、  
又は長崎県後期高齢者医療広域連合にお問合せください。

# 健診・口腔ケア事業を

# 活用し健康づくりを!



## コロナ禍での自粛生活でも フレイルを予防しましょう!!

「フレイル」とは加齢により心や体が弱っている状態のことです。外出自粛により、家で過ごす時間が多くなることで、体力の低下や気分が落ち込みがちになり、フレイルが一気に進むのではと心配されます。



### 健康診査ではフレイルのチェックができます

～例えばどんなこと?～

- 1日3食きちんと食べているか。
- お茶や汁物等でむせることがあるか。
- ウォーキング等の運動を週に1回以上しているか。
- 今日が何月何日か分からないことがあるか。
- 週に1回以上は外出しているか。

問診の際に「後期高齢者の質問票」を使用しています。食習慣、口腔機能、運動、認知機能、社会参加等、高齢者の特性を踏まえて健康状態を総合的にみてフレイルかどうかをチェックします!!

フレイルは早期に発見し対応することで、支援を必要とする要介護状態に進まずに済む可能性があります! そこで…

## 健康診査を受診して、 ご自分の健康状態を確認しましょう

自分の健康状態を知り、生活習慣を見直すことで、すこやかな毎日を過ごしましょう。



#### 【主な検査項目】

- ◆ 問診(後期高齢者の質問票)
- ◆ 身体計測(身長・体重)
- ◆ 血圧測定
- ◆ 尿検査(糖・蛋白)
- ◆ 血液検査(脂質・血糖・肝機能・腎機能・貧血)

### 自己負担はありません。

検査費用(約9,000円)は、広域連合が負担します。

健康診査の時期・お申込みについては、

お住まいの市役所・町役場の担当窓口  
(7ページ参照)

へお問合せください。

## 口腔ケアを受診して歯と口の健康を守りましょう!

お口は健康の入口です!お口の健康は全身の健康にもつながります。

口の機能とは、歯の本数、噛む力、飲み込む力などさまざまな機能から成り立ちます。口の状態が悪くなると、オーラルフレイル(口腔機能の衰え)に陥り、食べる機能の障害や、フレイル、心身の機能低下にまでつながります。

※1)日本歯科医師会「歯科診療所におけるオーラルフレイル対応マニュアル2019年版」より引用  
※2)加齢により筋肉量が減少し、筋力や身体機能が低下している状態

「オーラルフレイル」の人が抱えるリスク\*1

#### 新規発症

身体的フレイル	2.4倍
サルコペニア*1	2.1倍
要介護認定	2.4倍
総死亡リスク	2.1倍

### オーラルフレイルの対策としては

口の中をきれいに保つ、口腔体操などで口腔機能を保つ、定期的に歯科医院でチェック

お口“いきいき”健康支援(口腔ケア)事業を受けてみましょう!  
歯科医院または自宅(在宅要介護2以上で通院が困難な方)にて**無料**で受けられます。



#### 【内容】

- ◆ お口の衛生状態
- ◆ 唾液量、飲み込み機能、舌の機能
- ◆ うがいやガムを使った口の機能
- ◆ 「パ」「タ」「カ」の発音確認による構音機能
- ◆ ブラッシング指導、唾液腺マッサージ等

### お口いきいき健康支援(口腔ケア)事業のお申込みについては、

次のいずれかの窓口へお問合せください

- 長崎県後期高齢者医療広域連合
- お住まいの市役所、町役場の担当窓口(7ページ参照)
- 受診を希望される歯科医院

新型コロナウイルス感染症の懸念から、健康診査や歯科医院受診を控えると、生活習慣病や歯周病等が知らないうちに悪化してしまい、治療開始の遅れにつながる可能性があります。健康診査や口腔ケアを定期的を受診することは、新型コロナウイルス感染症の重症化リスクを低減するためにも重要です!!

受診会場や医療機関では、感染対策が徹底されています。受診される場合は、ご自身の体調を第一に考えたうえで、時期をご検討ください。



## 市役所・町役場へのお問合せ先

市 町 名	部 署 名	電 話 番 号
長 崎 市	後期高齢者医療室	095-822-8888
佐 世 保 市	医療保険課・保険料課	0956-24-1111
島 原 市	保険健康課	0957-63-1111
諫 早 市	保険年金課	0957-22-1500
大 村 市	国保けんこう課	0957-53-4111
平 戸 市	健康ほけん課	0950-22-4111
松 浦 市	健康ほけん課	0956-72-1111
対 馬 市	保険課	0920-58-1579
壱 岐 市	保険課	0920-45-1111
五 島 市	国保健康政策課	0959-72-6111
西 海 市	健康ほけん課	0959-37-0011
雲 仙 市	総合窓口課	0957-38-3111
南 島 原 市	健康づくり課	0957-73-6641
長 与 町	健康保険課	095-883-1111
時 津 町	高齢者支援課	095-882-2211
東 彼 杵 町	健康ほけん課	0957-46-1111
川 棚 町	健康推進課	0956-82-3131
波 佐 見 町	子ども・健康保険課	0956-85-2111
小 値 賀 町	住民課	0959-56-3111
佐 々 町	保険環境課	0956-62-2101
新上五島町	健康保険課	0959-53-1111

### 長崎県後期高齢者医療広域連合

〒850-0875 長崎市栄町4番9号(長崎県市町村会館5階)

☎ 095-816-3930 FAX 095-823-2425

URL <https://www.nagasaki-kouiki.net>